

# 令和8年度「いなかといいなか」むらのボランティア・マッチング支援業務 仕様書（案）

## 1 委託業務名

令和8年度「いなかといいなか」むらのボランティア・マッチング支援業務

## 2 目的

この仕様書は、福島県（以下「委託者」という。）が受託業者（以下「受託者」という。）に委託する「令和8年度「いなかといいなか」むらのボランティア・マッチング支援業務」（以下、「本業務」という。）を円滑かつ効果的に実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

## 3 事業の趣旨

人口減少や高齢化等が進行している農村地域において、持続可能なむらづくりを進めるため、地域外人材が農業・農村に関わることで、農村のファンとも言うべき「農村関心層」を創出し、農村を支える人材の裾野を広げ、「農村関係人口」を拡大していくことが必要である。

このため、地域外人材との協働による地域活動に取組意欲がある農村集落や活動組織等に対し、関係人口の受入体制づくりや受入企画の立案、地域の魅力の情報発信、既存サイトを活用した地域外人材とのマッチング等のサポートを行い、地域が自走するための仕組みを構築する。

## 4 委託期間

契約締結日～令和9年2月26日（金）

## 5 業務内容

### （1）取組希望地区からの相談窓口の設置とフォローアップ

ア 窓口設置（支援）期間：契約締結後～令和9年2月12日（金）

イ 内容

地域の共同活動（草刈りや農作業など）に地域外人材の参画を求める農村地域や多面的機能支払活動組織等からの相談を受け付ける窓口を設置し、農村地域からの各種相談（例：受入体制作り、イベント企画内容、企画後の参加者募集方法など）に対応する。

なお、本業務は相談者の状況に応じて支援内容が異なることから、相談内容や支援の程度を踏まえ、段階的に支援の区分を設けるものとする。

○ 参考マニュアル：県農村振興課ホームページに掲載

・R2 「いなかといいなか地域活性化のためのつながりのつくり方」

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/512263.pdf>

・R3 「地域外の人たちとの関係づくり　いなかといいなか手引書」

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/512264.pdf>

## ウ 支援の区分

### (ア) 取組初期

- ・イベントの企画段階から実施まで継続的に助言を行う
- ・想定される地域：イベントを初めて実施する地域
- ・対応の目安：イベント実施までに電話、メールなど複数回のやり取りの上、必要に応じて現地打ち合わせ等が必要

### (イ) 定着期

- ・地域の状況や課題を踏まえた具体的な助言、サポート
- ・想定される地域：イベントを既に実施しているが、自走までに至らない地域
- ・対応の目安：現地打ち合わせは伴わないが、複数回のやり取りが必要

### (ウ) 自走移行期

- ・イベントの企画内容に対しての軽微な助言、マッチングサイトに募集記事を掲載する際の助言
- ・想定される地域：複数回イベントを実施しており、自走しつつある地域
- ・対応の目安：必要最小限のやり取りのみ

## エ 目標値

件数：55件程度（マッチングサイト掲載に係る相談（例：内容、表現など））

目安：取組初期・・・10件、定着期・・・10件、自走移行期・・・35件

## （2）既存のマッチングサイト等を活用した地域外住民へのつながり支援

### ア 内容

#### (ア) 既存のマッチングサイトへの農村地域の魅力発信と募集記事の掲載

農村地域側が発案した受入企画を、地域の魅力と併せて募集記事にまとめ、既存のマッチングサイトに掲載する。なお、このWebサイト使用料等はイベントの参加者募集に効果的な有料プランの使用も検討の上、委託費に含むものとする。

#### (イ) マッチングサイトは、各地域の経済的負担が少なく、自走可能で参加者の確保に効果的な既存のボランティアサイトを活用すること。

なお、活用するWebサイトについては、事前に委託者へ協議すること。

#### (ウ) (イ)を活用するに当たり、地域の要望を踏まえ、掲載する具体的な項目、内容について提案事項とし、委託者と協議の上、決定すること。

#### (エ) マッチングサイトを通じて申込みのあった参加者情報を地域の代表者等に伝達し、イベント当日まで参加者との連絡調整等の後方支援（例：掲載した企画に対しての募集にかかる問合わせ、団体との調整、最終案内の参加者への発信など）を行う。なお、イベントは農村地域主体の活動であるため、当日の運営及びその支援は本業務に含めない。

#### (オ) 掲載に係る地域への対応は「5 業務内容（1）ウ」の区分に準ずるものとする。

## イ 目標値

件数：55件程度（マッチングサイトへの掲載件数）

目安：取組初期・・・10件、定着期・・・10件、自走移行期・・・35件

### (3) 業務PRのためのチラシ作成

- ア 業務PR及びイベントの参加者募集を目的としたチラシを作成すること。  
なお、周知活動は委託者が行うものとする。
- イ 本業務の取組内容及びイベントの参加をPRするデザインの2種類（両面）とする  
こと。
- ウ チラシデザイン、サイズ、材質等については、事業への参加者確保に対する効果を  
踏まえ、委託者と受託者が協議の上、決定する。
- エ 印刷物5,000部及びデータ（PPTX、PDFの各形式）を委託者が指定する日までにそれ  
ぞれ納品すること。

### (4) 業務PRのための広報誌作成

- ア 農村地域と関わりを持ちたい県内企業、団体、大学等へ事業の周知広報を図るため  
の広報誌を作成すること。
- イ 内容は本事業の趣旨及び活動事例を基本とするが、より効果的な広報となるよう提  
案し、委託者と受託者が協議の上、決定すること。
- ウ 広報誌はA4版、フルカラーで全8頁とし、委託者が指定する日までにデータ  
(PPTX、PDFの各形式)で納品すること。
- エ 広報誌の印刷、周知活動は委託者が行うものとする。

### (5) SNSを活用した農村地域の情報発信

- ア 委託者が運営するSNS（インスタグラム）にて地域の関係人口受入の取組を広く  
発信するため、地域への取材を行い、SNS投稿用の記事を作成すること。なお、取  
材内容に応じて写真及び動画の両方若しくはいずれかを活用の上、作成すること。
- イ 写真及び動画の納品形式は、投稿記事はtxt、写真はJPEG、動画はMP4とし、SNS  
への掲載に適した解像度・画質とすること。
- ウ 投稿内容については、作成ごとに委託者の確認を受けること。なお、投稿は委託者  
が行う。
- エ 目標値  
件数：5回程度（投稿の目安：2か月に1回）

## 6 実施体制・統括責任者等

- (1) 受託者は、本業務を迅速かつ円滑に履行するための実施体制を整えること。
- (2) 受託者は、本業務に当たって、十分な経験を有するものを統括責任者として定めること。
- (3) 受託者は、本業務の期間において、委託者と隨時打合せを行うこと。

## 7 実績報告書の作成

- (1) 本業務の実施内容を記載した実績報告書を2部作成し、A4サイズで提出すること。
- (2) 報告書のデータ（PDF等）及び報告書に掲載した写真データ（JPEG）については、最新のウ  
イルスチェックソフトにてウイルスチェックを実施した上で、DVD-R等の媒体により納品する  
こと。

## 8 その他の提出書類

受託者は、次の書類を委託者が指定する日までに提出すること。なお、(1)から(3)までは委託者の指定する様式によるものとする。

- (1) 着手届
- (2) 統括責任者通知書
- (3) 完了届
- (4) その他、委託者が業務の確認に必要と認める書類

## 9 仕様の変更等

### (1) 仕様の変更

受託者がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ委託者と協議し、委託者の承認を得ること。

### (2) 業務内容の数量未達成の場合の対応

本業務内容のうち、仕様上の回数等の数量に満たないことが明らかになった場合には、委託者と受託者が協議の上、同等の内容、活動に変更する、又は委託料の減額を行うものとする。

### (3) 仕様書記載外の事項

本仕様書に記載されていない事項又は本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、必要に応じて委託者と受託者が協議して定めるものとする。

## 10 その他

### (1) 受託者は本業務において知り得た個人情報等の事項を、第三者に漏洩しないよう十分注意すること。

### (2) 本業務により収集したデータ、写真、文書等の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）は、委託者に帰属するものとする。

なお、受託者（著作者）は、委託者及び委託者の指定する第三者に対し、本著作物に係る著作者人格権行使しないものとする。

また、本業務により制作される成果物は、第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであること。

### (3) 受託者は本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ委託者の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができるものとする。